

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

令和2年2月4日

北海道知事 鈴木直道

## 目次

告 示		ページ
○道営土地改良事業計画の決定	(農業施設管理課)	1
○道営土地改良事業変更計画の決定	(農業施設管理課)	1
○知事権限に係る保安林の指定	(治山課)	1
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更	(治山課)	2
○森林法による通知に代える公示	(治山課)	2
○道路の供用の開始	(維持管理防災課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(維持管理防災課)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(維持管理防災課)	5
<b>道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示</b>		
○特定調達契約に係る入札の公告		8
<b>道立病院局告示</b>		
○特定調達契約に係る入札の公告		9
<b>道立病院告示</b>		
○特定調達契約に係る入札の公告		10
<b>道教育庁教育局告示</b>		
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)		12
<b>道監査委員公表</b>		
○監査公表第1号		12
<b>道警察本部告示</b>		
○特定調達契約に係る入札の公告(2件)		13

## 告 示

### 北海道告示第70号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、道営土地改良(士幌川西地区(農業用排水施設、区画整理、農用地造成))事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、令和2年2月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

### 北海道告示第71号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、道営土地改良(神竜秩父別地区(農業用排水施設、区画整理))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和2年2月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月4日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道告示第72号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和2年2月4日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字高丘354の1・355・367の1・372の1・373の1・字幌内823の1・832(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高丘373の1(次の図に示す部分に限る。)、354の1、355、367の1、372の1、字幌内823の1、832

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字本郷36の1・36の8・229の3・字高丘507の1・531の1・609の1・609の3(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第73号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年2月4日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 礼文郡礼文町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第74号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を砂川市役所の掲示場に掲示した。

令和2年2月4日

北海道知事 鈴木直道

1 通知の内容 令和2年農林水産省告示第87号

2 所在が不明な者 加藤 仁作

北海道告示第75号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月4日

北海道知事 鈴木直道

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

道道 滝川停車場線 滝川市栄町4丁目601番1地先から 令和2.2.4  
同市栄町2丁目212番2地先まで

北海道告示第76号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年2月4日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

寧楽(1)(5-24-290)

(2) 土砂災害警戒区域の表示

留萌郡小平町字平和、字寧楽(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

達布(5-25-291)

(2) 土砂災害警戒区域の表示

留萌郡小平町字達布(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

港町(1)(5-27-293)

(2) 土砂災害警戒区域の表示

留萌郡小平町字鬼鹿田代(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

富岡(5-30-296)

- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿富岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
本郷（5-32-298）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌郡小平町字本郷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
寧楽(2)（5-34-300）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌郡小平町字寧楽、字平和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
富岡学校の沢川（I-51-0810）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿富岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
港学校沢川（I-51-0840）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿田代（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
富里1の沢川（II-51-0630）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌郡小平町字富里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

- 四線公住の沢川（II-51-0710）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌郡小平町字達布（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
8線沢川（II-51-0730）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌郡小平町字達布（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
大榎子左1の沢川（II-51-0760）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌郡小平町字大榎（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
大榎子左2の沢川（II-51-0770）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌郡小平町字大榎（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
大榎の沢川（II-51-0780）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌郡小平町字大榎（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
富岡5号沢川（II-51-0790）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿富岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
富岡4号沢川（Ⅱ-51-0800）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿富岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
田代1の沢川（Ⅱ-51-0850）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿田代（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
田代2の沢川（Ⅱ-51-0860）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿田代（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
富里（〈3〉-5-1）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌郡小平町字富里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
新野地先（〈3〉-5-10）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
留萌郡小平町字臼谷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
清流沢川（Ⅱ-72-0530）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
常呂郡置戸町字春日（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
中山川（Ⅱ-72-0540）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
常呂郡置戸町字春日（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
営林署の沢川（Ⅰ-72-0550）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
常呂郡置戸町字常元（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
鹿の沢川（Ⅱ-72-0570）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
常呂郡置戸町字常元（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
西尾川（Ⅱ-72-0600）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
常呂郡置戸町字安住（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
18号橋の沢川（Ⅰ-72-0610）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
常呂郡置戸町字秋田、字中里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
稲荷川（Ⅱ-72-0630）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
常呂郡置戸町字置戸、字秋田（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
北光2の沢川（Ⅱ-72-0650）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
常呂郡置戸町字北光（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
宮本の沢川（Ⅱ-72-0670）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
常呂郡置戸町字境野、字豊住（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
秋田公民館の沢川（Ⅰ-72-0700）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
常呂郡置戸町字秋田（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
秋田沢川（Ⅱ-72-0730）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
常呂郡置戸町字秋田（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
雄幸の川（Ⅰ-72-0740）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
常呂郡置戸町字秋田、字幸岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
中の別川（Ⅱ-72-0750）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

- 常呂郡置戸町字雄勝（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係（総合）振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第77号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年2月4日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平高砂町1（Ⅰ-5-79-2296）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字小平町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平高砂町3（Ⅱ-5-70-1651）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字小平町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平大楸（Ⅱ-5-72-1653）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字大楸（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平富岡1 (II-5-73-1654)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿富岡 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平富岡2 (II-5-74-1655)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿富岡 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平高砂町2 (II-5-147-2387)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字小平町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
公営住宅の沢川 (I-51-0700)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字達布 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
元浜の沢川 (I-51-0870)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿元浜 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
富里2の沢川 (II-51-0640)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字富里 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
滝下の沢川 (II-51-0740)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字滝下 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
置戸常元 (I-7-91-2585)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
常呂郡置戸町字常元 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
置戸雄勝 (II-7-111-1958)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
常呂郡置戸町字雄勝 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 置戸勝山（Ⅱ-7-112-1959）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 常呂郡置戸町字安住（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 種川（Ⅰ-72-0490）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 常呂郡置戸町字置戸（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 緑川橋の沢川（Ⅱ-72-0500）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 常呂郡置戸町字置戸（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 歩道の沢川（Ⅱ-72-0510）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 常呂郡置戸町字勝山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 カラ沢川（Ⅱ-72-0520）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 常呂郡置戸町字勝山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 観光センター沢川（Ⅰ-72-0560）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 常呂郡置戸町字常元（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 柏原の沢川（Ⅱ-72-0580）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 常呂郡置戸町字常元（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 墓園の沢川（Ⅰ-72-0620）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 常呂郡置戸町字秋田、字中里（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 愛の川右沢川（Ⅱ-72-0660）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
---	---

<p>常呂郡置戸町字秋田、字豊住、字北光（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 秋田二の支流川（Ⅱ-72-0710）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 常呂郡置戸町字秋田（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係（総合）振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>児総合療育センター庁舎及び北海道旭川養護学校庁舎</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。</p> <p>(4) 資格審査の申請をする日の直前3年間に、1の(1)に定める契約と種類及び規模（7,000㎡以上）をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。</p> <p>(5) 清掃員を常時20人以上雇用していること。</p> <p>(6) 一般財団法人医療関連サービス振興会が行う医療関連サービスマーク（院内清掃）の認定を受けている者であること。</p> <p>(7) 業務の全部又は一部の履行ができなくなった事態に備え、代行による体制を整備していること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>ア 申請の時期 令和2年2月4日（火）から同月28日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで</p> <p>イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 071-8142 旭川市春光台2条1丁目1番43号 北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター庶務課</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター庶務課</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入札場所 旭川市春光台2条1丁目1番43号 北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター大会議室（送付による場合は、郵便番号 071-8142 旭川市春光台2条1丁目1番43号 北海道立旭</p>
<p><b>道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示</b></p>	
<p><b>北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示第1号</b></p> <p>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</p> <p>なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）適用を受ける。</p> <p>令和2年2月4日</p> <p style="text-align: center;">北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター院長 田 中 肇</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター庁舎清掃業務及び北海道旭川養護学校庁舎清掃業務 一式</p> <p>(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。</p> <p>(4) 履行場所 旭川市春光台2条1丁目1番43号 北海道立旭川肢体不自由</p>	

川肢体不自由児総合療育センター庶務課)

(2) 入札日時 令和2年3月16日(月)午前10時(送付による場合は、同月13日(金)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道立旭川肢体不自由児総合療育センターのホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/asc/kyokuryotop.htm>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。

9 最低価格の入札者を落札者とししない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格をもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(10)から(12)まで及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター庶務課

(2) 所在地 郵便番号 071-8142 旭川市春光台2条1丁目1番43号

(3) 電話番号 0166-51-2126

12 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Cleaning of offices in the

Asahikawa Center for Disabled Children building and Hokkaido Asahikawa special education school building

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 16, 2020  
(If mailed, bids must arrive no later than March 13, 2020)

C Contact : General Affairs, Asahikawa Center for Disabled Children, Shunkou-dai, 2-jo 1-chome 1-43, Asahikawa, Hokkaido 071-8142 Japan

Phone : 0166-51-2126

道立病院局告示

北海道道立病院局告示第3号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和2年2月4日

北海道病院事業管理者 鈴木信寛

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア A重油(1種1号)(1リットル当たりの単価)(北海道立羽幌病院)  
206,000リットル

イ A重油(1種2号)(1リットル当たりの単価)

(ア) 北海道立江差病院 392,000リットル

(イ) 北海道立緑ヶ丘病院 432,000リットル

(ウ) 北海道立向陽ヶ丘病院 168,000リットル

ア及びイについて、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年2月4日（火）から同年3月3日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道道立病院局病院経営課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所

北海道道立病院局病院経営課

### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎9階第2研修室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道道立病院局病院経営課）

(2) 入札日時 令和2年3月18日（水）午前10時（送付による場合は、同月16日（月）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

### 7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道道立病院局のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/kaiirekariire2.htm>）においてダウンロードすることができる。

### 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道道立病院局財務規程（平成29年北海道病院事業管理規程第18号）第242条の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

### 10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 名称 北海道道立病院局病院経営課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5232

### 11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Fuel oil (JIS class 1 No.1) 206,000 liters for Haboro hospital

b Fuel oil (JIS class 1 No.2) 992,000 liters as follows :

(a) 392,000 liters for Esashi hospital

(b) 432,000 liters for Midorigaoka hospital

(c) 168,000 liters for Kouyogaoka hospital

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 18, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 16, 2020)

C Contact : Bureau of Prefectural Hospitals, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5232

## 道立病院告示

### 北海道立子ども総合医療・療育センター告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年2月4日

北海道立子ども総合医療・療育センター長 續 晶子

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
北海道立子ども総合医療・療育センター庁舎清掃業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで  
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 履行場所 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6 北海道立子ども総合医療・療育センター

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 一般財団法人医療関連サービス振興会が行う医療関連サービスマーク制度による認定（院内清掃業務）を受けている者であること。
- (5) 清掃業務の全部又は一部の履行ができなくなった事態に備え、代行による体制を整備していること。
- (6) 使用後の清掃用具について、洗濯、乾燥及び保管を行うことができる施設等を確保できる者であること。
- (7) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、本契約と種類及び規模をほぼ同じとする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年2月4日（火）から同月28日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 006-0041 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6  
北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6 北海道立子ども総合医療・療育センター1階会議兼研修室（送付による場合は、郵便番号 006-0041 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課）
- (2) 入札日時 令和2年3月18日（水）午前11時40分（送付による場合は、同月17日（火）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道立子ども総合医療・療育センターのホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/hkr/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 最低価格の入札者を落札者とししない場合

この入札は低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格をもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課
- (2) 所在地 郵便番号 006-0041 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6
- (3) 電話番号 011-691-5696

12 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : Cleaning of rooms in the Hokkaido Medical Center for Child Health and Rehabilitation
- B Bid tendering date and time : 11 : 40 A.M., March 18, 2020  
(If mailed, bids must arrive no later than March 17, 2020)
- C Contact : General Affairs Division, Hokkaido Medical Center for Child Health and Rehabilitation, Kanayama 1-jo 1-chome 240-6, Teine-ku, Sapporo 006-0041 Japan  
Phone : 011-691-5696

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁釧路教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年2月4日

北海道教育庁釧路教育局長 川 端 雄 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 42台分
- 2 落札を決定した日  
令和2年1月21日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社  
(2) 住 所 東京都港区港南2丁目15番3号
- 4 落札金額  
191,400円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和元年12月27日付け北海道教育庁釧路教育局告示第17号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 釧路市浦見2丁目1番1号

北海道教育庁釧路教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年2月4日

北海道教育庁釧路教育局長 川 端 雄 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
パーソナルコンピューターほか計2件の購入 23台分
- 2 落札を決定した日  
令和2年1月24日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 株式会社トーワ  
(2) 住 所 釧路市光陽町11番7号
- 4 落札金額  
3,040,400円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和元年12月27日付け北海道教育庁釧路教育局告示第16号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室  
(2) 所在地 釧路市浦見2丁目1番1号

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成29年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興

局を除く。)の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。)

令和2年2月4日

北海道監査委員 富原 亮  
北海道監査委員 北口 雄幸  
北海道監査委員 東 陽 一  
北海道監査委員 渡邊 直樹

## 道 警 察 本 部 告 示

### 北海道警察本部告示第51号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年2月4日

北海道警察本部長 山岸 直人

#### 1 入札に付する事項

- 調達をする物品等の名称及び調達予定数量  
航空タービン燃料油 JIS1号（1リットル当たりの単価） 424,000リットル
- 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- 契約期間 令和2年4月6日から令和3年3月31日まで
- 納入場所 札幌市東区栄町964番地 北海道警察本部地域部航空隊

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ならない。

ア 申請の時期 令和2年2月4日（火）から同年3月16日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

#### 5 入札執行の場所及び日時

- 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- 入札日時 令和2年3月27日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月26日（木）午後5時までに必着）
- 開札場所 (1)に同じ。
- 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- 名称及び数量 航空タービン燃料油 JIS1号 120,000リットル
- 予定時期 令和2年2月4日（火）

#### 8 入札説明書の交付に関する事項

- 交付場所 4に同じ。
- 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<https://www.police.pref>）

hokkaido.lg.jp/)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2253

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : a unit price per liter : Aviation Turbine Fuel (JIS 1) 424,000 liters
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 27, 2020  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 26, 2020)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan  
Phone : 011-251-0110 Extension 2253

北海道警察本部告示第52号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年2月4日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量  
航空タービン燃料油 JIS 1号（1リットル当たりの単価） 120,000リットル
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和2年4月6日から令和2年3月31日まで
- (4) 納入場所 帯広市泉町西8線中9番11 北海道警察本部地域部航空隊帯広分遣隊

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年2月4日（火）から同年3月16日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札書の提出等

- (1) 入札書提出場所 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課（送付による場合も同じ。）
- (2) 入札受付期間 令和2年3月23日（月）から同月26日（木）までの毎日午前9時から午後5時まで及び開札日の午前9時から午前12時まで（送付による場合は、当該入札受付期間の最終日時までに必着）
- (3) 開札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
- (4) 開札日時 令和2年3月27日（金）午後1時45分

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和2年2月4日付け北海道警察本部告示第51号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

(3) 電話番号 011-251-0110 内線 2253

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : a unit price per liter : Aviation Turbine Fuel (JIS 1) 120,000 liters

B Bid tendering date and time : 1 : 45 P.M., March 27, 2020

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan  
Phone : 011-251-0110 Extension 2253